

令和元年第3回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

令和元年9月27日（金曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第48号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定について

第49号議案 幸田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について

第50号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について

第51号議案 幸田町消防団条例の一部改正について

第52号議案 幸田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

第53号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について

第54号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

第55号議案 幸田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第56号議案 幸田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第57号議案 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

第58号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

第59号議案 幸田町水道事業給水条例の一部改正について

第60号議案 工事の請負契約について（豊坂小学校校舎増築工事）

第61号議案 工事の請負契約について（北部中学校校外用地整備工事）

第62号議案 財産の取得について（生徒用机 外）

第63号議案 本町区域の土地を西尾市道として使用に供させることについて

第64号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第3号）

第65号議案 令和元年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）

第66号議案 令和元年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第67号議案 令和元年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

第68号議案 令和元年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成30年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成30年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成30年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成30年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成30年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成30年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

認定について

認定第7号 平成30年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成30年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成30年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

陳情第13号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書

陳情第14号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

陳情第15号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

陳情第16号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書

日程第3 議員提出議案第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

議員提出議案第4号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

議員提出議案第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

日程第4 閉会中の委員会行政視察の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 藤 江 徹 君	9番 足 立 初 雄 君
10番 杉 浦あきら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野千代子 君
13番 笹 野 康 男 君	15番 丸 山千代子 君	16番 稲 吉 照 夫 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成瀬 敦 君	副 町 長 大竹 広行 君
教 育 長 小野 伸之 君	企 画 部 長 近藤 学 君
参事（企業誘致担当） 夏目 隆志 君	総 務 部 長 志賀 光浩 君
参事（税務担当） 山本 智弘 君	住 民 こ ど も 部 長 牧野 宏幸 君
健康福祉部長 藪田 芳秀 君	環 境 経 済 部 長 鳥居 栄一 君
建 設 部 長 羽根 渊 志 君	教 育 部 長 吉本 智明 君
消 防 長 都 築 幹 浩 君	企 画 部 次 長 成瀬 千恵子 君
環境経済部次長 兼 水 道 課 長 太田 義裕 君	兼 企 画 政 策 課 長 建 設 部 次 長 佐々木 要 君

消 防 次 長 兼 小 山 哲 夫 君 会 計 管 理 者 石 川 正 樹 君
消 防 署 長 兼 出 納 室 長

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名
事 務 局 長 山 本 富 雄 君

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（稲吉照夫君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者18名と監査委員1名
であります。

議事日程は、本日、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を5番 伊澤伸一君、6番
黒木一君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（稲吉照夫君） 日程第2、第48号議案から認定議案第9号までの30件と、陳
情第13号から陳情第16号までの4件を一括議題といたします。

これより、委員長報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

9番、足立初雄君。

〔9番 足立初雄君 登壇〕

○9番（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

総務教育委員会審査結果報告書

令和元年9月27日

議長 稲吉照夫様

委員長 足立初雄

令和元年第3回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次
のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をいたします。

第48号 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定に
ついて

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第49号 幸田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第50号 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第51号 幸田町消防団条例の一部改正について
欠格条項及び分限の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第52号 幸田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
非常勤消防団員に支給する退職報償金の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第53号 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第60号 工事の請負契約について（豊坂小学校校舎増築工事）
豊坂小学校校舎増築工事の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第61号 工事の請負契約について（北部中学校校外用地整備工事）
北部中学校校外用地整備工事の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第62号 財産の取得について（生徒用机 外）
生徒用机 外の取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第64号 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第3号）中、歳入全部、歳出15款、55款（20項・30項）、70款。

第1条、歳入全部、2億9,391万2,000円追加、歳出、15款総務費1,487万8,000円追加、55款教育費（20項・30項）3,698万円追加、70款諸支出金2,070万9,000円減額。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第65号 令和元年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
第1条、歳入、15款繰入金2,070万9,000円減額。20款繰越金2,070万9,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第13号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書

国に対し、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、

国庫負担率を2分の1への復元に向けての意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

陳情第14号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

国に対し、私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

陳情第15号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

愛知県に対し、私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

陳情第16号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書

私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

以上でございます。

〔9番 足立初雄君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

12番、水野千代子君。

〔12番 水野千代子君 登壇〕

○12番（水野千代子君） おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告いたします。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

令和元年9月27日

議長 稲吉照夫様

委員長 水野千代子

令和元年第3回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第54号 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行及び印鑑の登録における登録事項の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第55号 幸田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第7号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号）の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第56号 幸田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決

した。

第57号 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
一般廃棄物の収集運搬についての手数料の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第58号 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第59号 幸田町水道事業給水条例の一部改正について
水道法の一部を改正する法律及び水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行並びに指定給水装置工事事業者登録更新手数料を徴収することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第63号 本町区域の土地を西尾市道として使用に供させることについて
西尾市が（仮称）市道善明24号線を市道認定することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第64号 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第3号）中、歳出20款、25款、35款、45款、55款（10項）

第1条、歳出20款、民生費1億8,228万1,000円追加、25款衛生費400万5,000円追加、35款農林水産業費902万円減額、45款土木費3,285万円追加、55款教育費（10項）5,264万7,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第66号 令和元年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第1条、歳入、40款繰入金318万3,000円追加、45款繰越金318万3,000円減額。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第67号 令和元年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

第1条、歳入歳出、1,920万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第68号 令和元年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

第1条、歳入、35款繰入金902万円減額、40款繰越金902万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上でございます。

〔12番 水野千代子君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

15番、丸山千代子君。

〔15番 丸山千代子君 登壇〕

○15番（丸山千代子君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

決算特別委員会審査結果報告書

令和元年9月27日

議長 稲吉照夫様

委員長 丸山千代子

令和元年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をいたします。

認定第1号 平成30年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について

歳入総額160億5,178万4,849円、歳出総額149億3,068万1,856円、差引額11億2,110万2,993円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第2号 平成30年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額2,135万7,621円、歳出総額64万7,716円、差引額2,070万9,905円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第3号 平成30年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額32億7,093万5,662円、歳出総額32億6,911万9,039円、差引額181万6,623円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第4号 平成30年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額4億411万1,157円、歳出総額4億388万5,657円、差引額22万5,500円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第5号 平成30年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額18億6,751万8,072円、歳出総額18億4,601万6,099円、差引額2,150万1,973円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第6号 平成30年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額2億75万4,187円、歳出総額2億75万4,187円、差引額0円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第7号 平成30年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額3億5,403万7,334円、歳出総額3億4,501万6,618円、差引額902万716円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第8号 平成30年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額6億5,439万3,926円、歳出総額5億8,343万5,606円、差引額7,095万8,320円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第9号 平成30年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

収益的収入8億6,386万8,292円、収益的支出6億8,045万2,324円、資本的収入1億712万6,040円、資本的支出3億701万6,138円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

以上であります。

〔15番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、決算特別委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、決算特別委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案30件と陳情4件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

15番、丸山千代子君。

〔15番 丸山千代子君 登壇〕

○15番（丸山千代子君） それでは、議題となっております案件について、順次反対の立場で討論をいたします。

認定第1号 平成30年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

まず、最初に指摘しなければならないのは、消費税についてであります。現在の8%が10月1日から消費税率が10%へと引き上がり、町の事業などにも大きな影響を及ぼします。一般事業、公共事業への影響もさることながら、町内の中小商工業者に与える影響もはかりしれません。また、町税収にも大きな影響を与える法人町民税の一部国税化は、消費税が10%に引き上げられたときに、法人町民税が6%へと引き下げられることも決まっております。国が決めた制度、法律だから仕方がないと言っておられません。消費税は所得の低い人ほど重く負担がのしかかる最悪の累進課税であります。医療や福祉など社会保障に充てると言っていますが、実際は国民には増税を求め、社会保障費はどんどん削減しているのではないのでしょうか。その一方、軍事費の拡大、リニアや大型公共事業、そして大企業への優遇税制で法人税の減税へと注ぎ込まれております。10%への引き上げは中止すべきであり、反対するものであります。

大企業の内部留保は過去最高を更新し、資本金10億円以上の大企業の内部留保は449兆円にのびます。大企業への応分の負担として、法人町民税を制限税率いっぱいへ引き上げ、8.4%にすべきであります。試算では2億円近い税収が確保できます。ふるさと納税は21億9,000万円と好調であります。不安定であり、安定財源ではなく頼り過ぎるものではないと指摘するものであります。そのためにも自主財源確保

として、大企業に応分の負担を求めていくべきであります。企業を誘致し、区画整理事業などで人口5万人を目指す施策を進めておりますが、急激な人口増加は、学校校舎増築、保育園や児童クラブなど基盤整備が追いつかない状況であります。今年度には、一定の整備も進められ前進をいたしました。いつまでも財政が厳しいというのではなく、必要な住民要望の課題に応えるよう求めるものであります。

小中学校の教室のエアコン整備を始め、予算審議の中で指摘をしてきたことは、年度をまたぎましたが一定前進をし、評価できるものとなりました。次は、特別教室や避難所としても対応する体育館へのエアコン設置を計画的に進めるべきではありませんか。

学校給食センターの増築計画を進める中で、あわせて食物アレルギー対策に取り組み、全ての子どもの学校給食を保障することを求めます。

財政調整基金26億6,766万円を始めとして5つの基金の合計は41億9,591万7,000円にのぼっており、将来に備えるための安定財源としてため込まず、住民要望にはきちんと応えるべきと指摘するものであります。

少子高齢化、格差と貧困が拡大する中で、町民の立場に立ち、暮らしを守るため、福祉の増進のためにより一層取り組まれるよう求め、反対討論といたします。

認定第3号 平成30年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

国民健康保険が県単位化に移行した初年度であります。この新制度は、被保険者の多くが低所得者層であるにもかかわらず国保税が高いという国保の構造問題を何ら解決せず、逆に負担増が明らかになったものであります。保険税水準の統一を図るとの名目で、各地でも国保税の値上げが相次いでいることから明らかではないでしょうか。1人当たりの平均保険税は、前年度が8万9,817円であったのが平成30年度は9万4,783円になり、4,966円の負担増となりました。県下でも9番目に高い国保税となっております。国保の都道府県単位化は、国が決めた医療費抑制という方針を自治体に押しつけることになり、国保税の値上げと医療サービスの低下を招くものであると指摘できます。平成30年度末の国民健康保険財政調整基金は3億8,394万2,000円にのぼっており、国の支援分、それを活用して引き下げどころか、国保の基盤安定のためとって基金に積んできました。黒字運営が続き基金が積み上がっていることから見ても、引き下げは可能であります。国保の都道府県化の激変緩和措置として国が示している特別調整交付金と子どもの被保険者分として交付される分と、それと基金の活用で子どもの均等割を廃止することは可能であり、子育て支援として減免を求めるものであります。1,600万円で廃止することができます。実施を求め、また一般会計からの繰り入れで負担増とならないよう求め、反対討論といたします。

認定第4号 平成30年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

75歳以上の人を対象とした制度で、保険料は2年ごとの見直しであります。平成30年度余剰金などの活用によって引き下げられましたが、元扶養者に対する均等割軽減が7割から5割軽減になった国の制度改悪によって加入者の保険料がふえました。対象者518人から598人に、67万8,000円の影響額で引き上げであります。保険

料は年金から天引きされる特別徴収と、年金が年額18万円未満の場合や保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超える場合は、被保険者が保険者に直接払う普通徴収となります。保険料が払えず滞納になるのは普通徴収の人であり、3人に短期保険証を交付するなど、高齢者に広域連合が運営する別枠の医療保険に強制的に加入させ、負担増と差別医療を押しつける後期高齢者医療制度に反対するものであります。

認定第5号 平成30年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

第7期初年度の年であり、介護保険料が基準月額が200円の引き上げ、年間2,400円でそれまでの4万9,200円が5万1,600円へと負担増を押しつけた年であります。また、介護保険制度改悪により、昨年8月から2割負担者のうち、合計所得が300万円以上だと現役並み所得と位置づけ、介護サービス利用料を3割に引き上げました。介護保険法の改悪で、要支援1・2の人のホームヘルプサービス、デイサービスが介護保険給付から外され、町が行う総合事業、平成29年度から移されるなど、これまでの専門職のホームヘルプサービスやデイサービスが無資格者、住民ボランティアに委ねる動きがさらに強まってきております。また、サービス利用には目標設定を行い、サービスの終了、卒業を目指す自立支援型ケアマネジメントとなっているなど、介護サービス取り上げが進んでいる状況であります。軽度者を中心に利用制限が強められ、さらに国は昨年末に閣議決定した社会保障の改革行程表で、2020年までに要介護1・2の生活援助サービスを介護保険給付からの対象から外し、町の裁量で実施する総合事業に移すとしております。総合事業は、自立に向けた予防を目的とした事業であります。これでは保険あって介護なしであります。安心して介護が受けられる制度にすべきと主張し、反対するものであります。

認定第7号 平成30年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 平成30年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号 平成30年度幸田町水道事業利益の処分及び決算認定について、この3件についてはいずれも憲法25条に規定される健康で文化的な生活を営む上での基盤整備であります。反対する理由は消費税に対するものであります。消費税は、低所得者層など負担が重くなる税制であり、さらに10月からは消費税率を10%へと引き上げ、負担増を図るものであり、反対するものであります。

以上で終わります。

〔15番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

8番、藤江君。

〔8番 藤江 徹君 登壇〕

○8番（藤江 徹君） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会に上程されました議案について賛成の立場から、次の3件を順次討論してまいります。

まず、第57号議案 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてであります。

町民の理解と協力のもと、可燃ごみ排出量の低減は県下でもトップクラスにある現状、

ほとんどの町民が要望をしているごみ袋価格の低減について予定よりも早く施行する、このことに対して評価するとともに当議案に賛成するものであります。大袋が15円に、小袋が10円に、特小袋が5円にと改定がありますが、今後は原価であるおのおのの6.2円、4.6円、3.7円、この原価にできるだけ近づけるべくさらなる価格低減を期待するものであります。

次に、第64号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

歳出、15款、10項、30目防犯活動推進費の防犯カメラの設置、これにおいて当初予算の4基のほかに当補正予算で29基を追加し、合計33基を本年度に配置するものであります。人口が増加し続ける幸田町において、犯罪の件数増加とともに凶暴化が懸念されることから、大幅な増設はこの抑止力として非常に有効な手段であり、安全安心なまちづくりには不可欠と考えます。私自身の議員としてのテーマでもありますし、今後、継続的な増設と個人情報流出防止への配慮を要請いたしまして賛成いたします。また、当案件を含み第64号議案には賛成するものであります。

最後に、認定第1号議案 平成30年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成30年度の決算における歳入は約160億5,000万円で、対前年度比約6億7,000万円、4.4%の増加。歳出は約149億3,000万円で、対前年度比約3億円、2.6%の増加となっており、形式収支は約11億2,000万円となっておりま。まず、歳入について見ますと、全体の55.3%を占める町税は約88億7,000万円で、対前年度比9.9%増となっており、この要因は給与所得者の納税義務者数の増加による個人町民税が約6,000万円、2.2%増加、及び法人町民税が約7億4,000万円、222.2%の増加となっております。

個人町民税増加は、幸田町の人口、特に勤労世帯の増加によるものであり、幸田町の将来像「みんなでつくる元気な幸田」の基本構想及び基本計画の諸施策が着実に実行されているものであると思っております。法人町民税は景気の動向に左右され、平成30年度は企業の増益に支えられましたが、今後の日本経済は米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題など非常に多くの課題を持っており、厳しい見通しであることは間違いありません。このことから景気動向をしっかりと見据えて、スピーディーかつフレキシブルな対応が求められます。また、歳入の13.7%を占める寄附金も大半がふるさと納税であり、変動が大きい項目であることから、これらの対応として年間10億円、3年間で30億円の財政調整基金を目指したいとお話もお聞きしました。今後、歳入の安定化に一層の御尽力をお願いする次第です。

次に、歳出につきまして、生徒数増加対応として北部中学校の校舎増築工事及び部活動用地購入、児童福祉の向上を目指した幸田保育園大規模改修工事などなどの主な事業を始めといたしまして、社会福祉や教育関係のほか多岐にわたる事業を推進されてきました。また、町民の生活に直結する多種多様な要望に迅速に対応するための親切行政推進事業では、年間1,072件、1日当たり平均約3件にも及ぶ作業を実施されております。

決算の総括した見地から普通会計における財政分析では、財政力指数は1.20で前年度比0.04ポイント上昇、公債費負担比率は6.7%で前年度比1.3%減少、経常収支比率は85.2%で前年度比4.3%減少、自主財源比率は79.7%で前年度比1.7ポイント上昇、義務的経費は41.9%で前年度比0.2ポイント減少とこれら全て前年度よりも良好な値になっており、対前年度で財政の健全化が進んでいると言えることから、実施事業とあわせて賛成いたします。

以上より、2025年までの幸田町総合計画「みんなでつくる元気な幸田」を実現すべく、基本計画である町のあるべき姿を目指した諸施策の実行に向けさらなる御尽力を期待して、賛成討論といたします。

以上で終わります。

〔8番 藤江 徹君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

15番、丸山君。

〔15番 丸山千代子君 登壇〕

○15番（丸山千代子君） 陳情第16号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書について、賛成の立場から討論をいたします。

愛知県は、全日制と高等専門学校の計画進学率を93%、国公立と私立の割合を2対1として募集定員を設定しており、望む望まぬにかかわらず3分の1の生徒は私学に通わざるを得ない状況であります。私立高校は、公立高校と同じ公教育を担っているわけです。しかし、学費で比較をすると公私格差が大きく、私学に通う高校生の父母負担は大きく、公私格差是正を求める声は毎年陳情として各自治体に上げられております。

幸田町では、そうした私学に通う高校生の授業料補助制度によって少しでも父母負担の軽減をしておりますが、制度発足時の年額1万2,000円が据え置かれたままで、25年たった今でも同じであります。平成30年度決算における対象者は210人で252万円を補助しております。西三河9市1町で比較をしてみますと、所得制限なしで刈谷市が1万8,000円、豊田市が1万5,000円で一律補助。ベースを1万2,000円にして、低所得者層には上乘せをしているのが西尾市で2万4,000円、高浜市が2万4,000円、安城市1万8,000円、知立市1万5,000円、碧南市1万5,000円としております。1万2,000円は、岡崎市、みよし市、幸田町だけあります。貧困と格差が進む中、少しでも上乘せをし拡充すべきではないでしょうか。私立高校生授業料助成の拡充を求めて、賛成討論といたします。

〔15番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時48分

再開 午前 9時58分

○議長(稲吉照夫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、上程議案30件と陳情4件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

まず、第48号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲吉照夫君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第48号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第49号議案 幸田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲吉照夫君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第49号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第50号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲吉照夫君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第50号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第51号議案 幸田町消防団条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲吉照夫君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第51号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第52号議案 幸田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第52号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第53号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第53号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第54号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第54号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第55号議案 幸田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第55号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第56号議案 幸田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第56号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

第57号議案 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第57号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第58号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第58号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第59号議案 幸田町水道事業給水条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第59号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第60号議案 工事の請負契約について（豊坂小学校校舎増築工事）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第60号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第61号議案 工事の請負契約について（北部中学校校外用地整備工事）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第61号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第62号議案 財産の取得について（生徒用机 外）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第62号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第63号議案 本町区域の土地を西尾市道として使用に供させることについて、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第63号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第64号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第64号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第65号議案 令和元年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第65号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第66号議案 令和元年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第66号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第67号議案 令和元年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第67号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第68号議案 令和元年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第68号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、認定議案第1号 平成30年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定ついて、本案

に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第1号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第2号 平成30年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第2号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第3号 平成30年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第3号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第4号 平成30年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第4号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第5号 平成30年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第5号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第6号 平成30年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第6号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第7号 平成30年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第7号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第8号 平成30年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第8号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第9号 平成30年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第9号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、陳情第13号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書に対する委員長報告は、採択であります。陳情第13号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第13号は採択することに決しました。

次に、陳情第14号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は、採択であります。陳情第14号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第14号は採択することに決しました。

次に、陳情第15号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は、採択であります。陳情第15号を採択することに賛成の諸君の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第15号は採択することに決しました。

次に、陳情第16号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書に対する委員長報告は、不採択であります。陳情第16号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第16号は不採択することに決しました。

日程第3

○議長（稲吉照夫君） 日程第3、議員提出議案第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について、議員提出議案第4号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について、議員提出議案第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について、以上3件を一括議題といたします。

提出者に、提案理由の説明を求めます。

9番、足立君。

〔9番 足立初雄君 登壇〕

○9番（足立初雄君） それでは、議員提出議案第3号から第5号までの3件について、順次朗読をもって説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議員提出議案第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和元年9月27日

提出者 幸田町議会議員 足立初雄

賛成者 幸田町議会議員 伊澤伸一

〃 田境 毅

〃 石原 昇

〃 藤江 徹

〃 笹野康男

〃 丸山千代子

提案理由

定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める必要があるから。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが、夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では、子どもたちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校など、子どもたちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。また、政府予算において、新学習指導要領の円滑な実施にむけ小学校専科指導の充実などのために、1,210人の加配措置による教職員定数改善が盛り込まれたものの、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、たいへん不満の残るものとなった。

現在、新学習指導要領の移行期間となり、小学校での外国語教育については、学習内容や授業時間数の増加により、子どもたちや学校現場の負担となっているという声大きい。子どもたち一人ひとりへの指導の充実のためには、専門的な知識や指導方法を身につけた小学校専科教員の全校配置が必要である。

また、少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、貴職においては、来年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年9月27日

愛知県額田郡幸田町議会

議長 稲吉照夫

（提出先）

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

内閣官房長官 宛

議員提出議案第4号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を、所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和元年9月27日

提出者 幸田町議会議員 足立初雄

賛成者 幸田町議会議員 伊澤伸一

〃 田境 毅

〃 石原 昇

〃 藤江 徹

〃 笹野康男

〃 丸山千代子

提案理由

国の私学助成の拡充を求める必要があるから。

国の私学助成の拡充に関する意見書（案）

私立学校は、国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置が講じられてきた。

とりわけ私立高校生に対する「就学支援金」については、平成26年から、年収250万円未満の家庭には29万7,000円、年収350万円未満の家庭には23万7,600円、年収590万円未満の家庭には17万8,200円、年収910万円未満には11万8,800円を給付する制度が始められ、非課税世帯への奨学給付金制度とも相まって、学費滞納・経済的理由による退学者が大幅に減少するなど、これまでの国の私学助成政策は着実に成果を生んでいる。

しかし、それでもなお、年収910万円未満が無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校と、入学金や施設設備費等も含め初年度納付金で約65万円（愛知県私立高校平均）の学費を負担しなければならない私立高校との間では、学費負担の格差はあまりにも大きく、子どもたちは学費の心配をせずに私学を自由に選ぶことができず、「公私両輪体制」にとって極めていびつな事態は解消されていない。

愛知県においても、高校生の3人に1人が私学に通っている。90%以上が進学する高校教育において、学費の「公私格差是正」「教育の公平」は、全ての子どもと保護者の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は、喫緊の課題となっている。

また、財政が不安定な私学では、経営に対する不安から「一年契約の期限付き教員」の採用が増え、各学園の教育を揺るがしかねない事態も広がっている。私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を、来年度も引き続き拡充していくことが求められる。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、保護者負担の公私格差を是正するために「就学支援金」を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税

交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日

愛知県額田郡幸田町議会

議長 稲吉照夫

(提出先)

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

内閣官房長官 宛

議員提出議案第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書(案)を、所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和元年9月27日

提出者 幸田町議会議員 足立初雄

賛成者 幸田町議会議員 伊澤伸一

〃 田境 毅

〃 石原 昇

〃 藤江 徹

〃 笹野康男

〃 丸山千代子

提案理由

愛知県の私学助成の拡充を求める必要があるから。

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書(案)

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、私学は「公教育」の場として、「公私両輪体制」で県の「公教育」を支えてきた。そのため、保護者負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたって県政の最重点施策と位置付けられ、県議会・県当局をはじめ多くの人々の尽力によって、各種の助成措置が講じられてきた。

とりわけ、平成28年度までの3年間で、国の就学支援金の加算分を活用して従来の授業料助成制度が復元され、授業料本体については、甲ランク(年収350万円未満)は無償、乙Ⅰランク(年収350～610万円)は3分の2、乙Ⅱランク(年収610～840万円)は半分が助成されることとなり、国の奨学給付金制度とも相まって、私立高校の経済的理由による退学者が大幅に減少するなど、その施策は、私学に通う生徒と保護者を支える大きな力となってきた。期限付きの常勤講師を抑制して専任教員を増やす制度も整えられてきた。

また、今年度予算においては、懸案であった入学金補助が授業料助成と同じ算定方式で増額され、高校経常費助成の国基準も確保された。

しかし、年収910万円まで無償化され、それ以上の所得層でも年間約12万円の負担で通うことができる公立高校に対して、私立高校においては、上記の助成額を差し引いても、乙ランクで約26万円～約36万円、県の助成の対象外の家庭では約53万円から約65万円を負担しなければならず、子どもたちが学費の心配をせずに「私学を自由に選べる」状況にはなっていない。一昨年「高校選択の自由」の名の下に、公立高校の入試制度改革が実施されたが、高校選択の幅を広げようとするのであれば、まず、学費の公私格差を解消して私学を自由に選択できる条件、環境をつくるのが大前提である。

大阪府では府の独自予算で「年収590万円未満では学納金を無償化」「年収800万円未満は年間学費負担を10万円以下」にしており、東京都では「年収760万円未満」世帯の授業料が無償化され、京都府は年収500万円未満で授業料が、埼玉県は年収609万円未満で学納金が無償化されている。神奈川県は国の無償化政策の動向を先取りする形で、今年度から年収590万円未満の授業料無償化を実施した。

大都府県を中心に、「私学も無償に」が大きな潮流となる中、愛知県では、年収350万円未満の「授業料・入学金の無償化」が実現しているものの、所得の中間層においても学費の大きな負担が残っており、「保護者負担の公私格差の是正」は抜本的な解決に至っておらず、私学に入学する生徒の多くが不本意入学という「公私両輪体制」にとっぴつな状況が続いている。

よって当議会は、「私学選択の自由」に大きな役割を果たしている授業料助成・入学金助成を無償化枠の拡大も含め抜本的に拡充するとともに、経常費助成についても、国からの財源措置（国基準単価）を土台に、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日

愛知県額田郡幸田町議会

議長 稲吉照夫

（提出先）

愛知県知事 宛

以上です。

〔9番 足立初雄君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております、議員提出議案3件について、質疑を行います。

質疑は、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いたします。

議員提出議案第3号について、質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、議員提出議案第3号の質疑を打ち切ります。

次に、議員提出議案第4号について、質疑を許します。
ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 以上で、議員提出議案第4号の質疑を打ち切ります。
次に、議員提出議案第5号について、質疑を許します。
ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 以上で、議員提出議案第5号の質疑を打ち切ります。
これをもって質疑を終結いたします。
ここで、委員会付託の省略について、お諮りします。
ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(稲吉照夫君) 御異議なしと認めます。
よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。
これより、議員提出議案3件について、討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。
ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。
次に、原案賛成の方の発言を許します。
賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。
これをもって討論を終結いたします。
これより、採決いたします。
採決の方法は、起立により行います。
まず、議員提出議案第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲吉照夫君) 着席願います。
起立全員であります。
よって、議員提出議案第3号は、原案どおり可決することに決しました。
次に、議員提出議案第4号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第4号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議員提出議案第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出についてを、原案どおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第5号は、原案どおり可決することに決しました。



日程第4

○議長（稲吉照夫君） 日程第4、閉会中の委員会行政視察の件を議題といたします。

会議規則第73条の規定により、お手元に印刷配付のとおり、福祉産業建設委員会委員長及び総務教育委員会委員長から、各委員会における所管事務に関する行政視察を行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

これにて、令和元年9月2日に招集された第3回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時45分

○議長（稲吉照夫君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 令和元年の第3回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る9月2日から本日までに至る26日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始熱心に御審議をいただき、私どもが提案いたしま

した全議案とも議決賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議及び委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受けとめ、十分な留意をさらにいたしまして、町政の推進に生かしてまいります。

また、平成30年度の決算につきましても認定をいただき、ありがとうございました。議員の皆様方から幅広く多分野にわたりいただいた的確な御意見等を真摯に受けとめ、今後を生かしてまいる所存でございます。

一般質問につきましては、7名の議員の皆様方からいただき、その都度答弁をさせていただきましたが、根本的な課題から身近なテーマなど多岐にわたりますが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ここで御報告と御連絡をいたします。

9月20日に、10月1日付人事異動に関する一覧表を議員の皆様の本棚へ入れさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、御案内の1点目であります。

今年度、私の公約事業ではありますが、初めての試みといたしまして、10月3日、4日、10日、22日、26日、10月の5日全部夜でありますけれども、各分野で活躍中の著名人を本棚に囲まれた空間に本好きな講師をお迎えしまして、図書館の1階フロアにおきまして「働く人のための図書館講座」が開催されます。これは、ふだん、日中は仕事が忙しくなかなか図書館に来られない働く世代の方々を対象とした夜の時間帯に行う図書館講座というものであります。チケットにつきましては、一部の講座は好評につき完売はしておりますが、空きの講座もございますので、機会がございましたら、ぜひ御参加いただきますようお願い申し上げます。

2点目であります。旬の御案内ということでありますが、幸田町の特産であります筆柿の出荷が始まりました。ことしは昨年より遅く、初出荷は9月23日であります。筆柿は、言うまでもなく幸田町だけで全国シェア95%以上を誇る特産品であります。ほかの柿と比べて熟すのが早いため、秋の味覚をいち早く味わうことができるものであります。春先の低温と昨年続く猛暑の影響によりまして、生産量は2割減っておりますが、色つき、糖度などは大変よいというものでございます。ぜひお召し上がりをお願いいたします。

この初出荷に先駆けまして、9月14日でありますけれども、土曜日の日に東京の豊洲の市場にて筆柿の販売を行ってきたところでありますが、そのときにアンケートを行いました。関東での筆柿の知名度は大変高く、このイベントに出店されておりました東京の高級日本料亭の方々から、毎年JAさんから筆柿を購入されまして、本町の筆柿を使用したことしの秋のコース料理に提供されているという生の声も伺うことができました。

いよいよ10月を迎えまして、今年度も後半に差しかかってまいりました。予定をいたしております事業の執行に全力を傾けてまいる所存でございます。

スポーツと文化のシーズンを迎え、10月27日の町民大運動会、11月10日には

こうした産業まつりなどイベント、諸行事も控えております。議員の皆様におかれましては、何かと御多用とは存じますが、ぜひ御出席くださいますようお願いを申し上げます。

それから、今月9日の未明にかけて関東地方に上陸しました台風15号の影響で、現在も千葉県で大規模な停電が一部続いているということでもありますけれども、市民生活に甚大な影響が出ているものでございます。被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復旧をお祈りいたしたいと思っております。本町におきましても、中部電力様等々と密に打ち合わせを行いまして、災害時の対応等につきましては情報共有を図っていくというところでございます。また、業務継続計画、BCPであります但し推進も図りまして、全職員一丸となって迅速な判断と対応をさせていただき所存でございます。

最後であります但し、一日一日と秋の深まりを迎えます。体調管理にはくれぐれも御留意いただき、今後の町政の発展のため、さらなる御活躍、御尽力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会に当たってのお礼の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 議員各位には何かと御多忙の中、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては適切に運用されますようお願いいたします。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前10時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和元年9月27日

議 長

議 員

議 員